

婦人少年問題審議会議事要録

昭和51年10月5日

労働省婦人少年局

婦人少年問題審議会議事要領

1 開催日時 昭和51年10月5日(火) 10:30~13:00

2 開催場所 新東京ホテル・松濤の間

3 議事次第

開会

(1) 婦人少年問題審議会会長挨拶

(2) 婦人少年局長挨拶

(3) 昭和52年度婦人少年行政重点施策について

(4) 雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進に関する建議について

閉会

4 出席者

委員

井口 澄雄	前日本労働組合総評議会幹事
柏木 恵子	東京女子大学教授
久米 正巳	三越(株)労務部長
栗原 武三	(財)情報化促進協会総務部長
後藤 太郎	日興電機工業(株)社長
三枝 佐枝子	評論家
佐渡 政利	全日本労働総同盟組織局長
塩本 順子	全日本労働総同盟組織局青婦対策部
田中 實	慶応義塾大学教授
館脇 匡雄	日本経営者団体連盟調査研究部労務管理室長
丹下 洋一	全日本食品労働組合連合会会長

- 並 木 貞 人 全日本商店街連合会会長
- 東 浦 め い 日本放送協会解説委員
- ◎藤 田 た き 前津田塾大学学長
- 西 清 子 評論家
- 山 鹿 ヒ ロ 全日本生命保険労働組合連合会明治生命月掛労働組合
湘南支部中央執行委員
- 山 本 まき子 前日本労働組合総評議会幹事
- 湯 川 康 平 ㈱住宅互助会社社長

(五十音順 敬称略)

◎印は会長 ○印は婦人労働部会長

労働省

- | | |
|--------|---------|
| 婦人少年局長 | 森 山 真 弓 |
| 庶務課長 | 宮 川 知 雄 |
| 婦人労働課長 | 高 橋 久 子 |
| 婦人課長 | 柴 田 知 子 |

議 事 内 容

○ 会長

皆様には、御多用のところをお集りいただき御礼申し上げます。

本日は、昭和52年度婦人少年行政重点施策について事務局から説明があったのち「雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進」について審議したい。

そこで、本日の議題に入る前に、婦人少年局長に御挨拶をお願いするとともに、審議の参考とするため、国際婦人年で決定された世界行動計画に基づく国内行動計画のわが国における策定状況について御説明願う。

○ 婦人少年局長

今春以来、皆様には、本審議会のために、たびたびお時間を頂戴し御礼申し上げます。

先日、国連婦人の地位委員会出席のためジュネーブへ出張した。婦人の地位委員会では活発に差別撤廃条約案について議論がなされたが、決議するまでには至らなかった。本年中に再度、委員会を開催することが勧告された。

昨年は御承知のとおり国際婦人年であり、労働省としても華やかに大会を開催した。本年は婦人の10年の始めに当たり小規模ではあるが日本婦人問題会議を開催するので御案内する。

国内行動計画は婦人問題企画推進本部において策定されることになっており鋭意作業が進められているとのことである。順調な進捗状況と思う。また、本日、貴審議会から建議が頂ければ、それを行動計画に反映させるよう働きかけることができると思う。

○ 会長

次に庶務課長から昭和52年度婦人少年行政重点施策についてご説明願う。

○ 庶務課長

——— 昭和52年度重点施策説明 ———

○ 会長

御質問があればどうぞ。

○ 塩本委員

婦人の地位向上会議を労働省が主催する意義は何か。このような趣旨の会議は、婦人問題企画推進本部を擁している総理府が主催する方が実効があがると思われるがどうか。

なお、働く婦人の家の設置をすすめるとの御説明があったが、従来、労働省がすすめていた勤労婦人センターの設置はいかがするの。育児休業奨励金関係の予算はどのようになったか。

また、本審議会に婦人問題部会があるが、極めて不活発である。総理府に婦人問題を専門に扱う組織が出来ているので、この部会を移管して発展的解消を図ることも考えられるがどうか。とくに国内行動計画策定後は、共に婦人問題の担当部局を持つ労働省と総理府相互の役割と機能の分担をどう考えるか。

○ 局長

婦人関係行政をすすめる上で重要なのは、地方の行政組織である。

問題の性質から全国的にみて地域差が大きく、中央における行政の実施もむろんだが、各地方における地域に密着した活動のできる行政組織が必要である。現在、地方に出先機関を持つのは労働省である。地方では婦人少年室が中心となってやっていくことになる。

また、地方自治体に適当な組織を作ることについては、地方自治法の基本原理から、その判断は各知事にまかせられる。しかし、総合的かつ高次元の見地から、婦人の地位向上という問題を扱うのは、現在の知事の職務に必ずしもふさわしいと思えない。

○ 庶務課長

育児休業奨励金は、本年度単価 88,000 円であるが、/20,000 円を要求している。

勤労婦人センターについては、従来の勤労婦人センターと働く婦人の家を統合して、名称を働く婦人の家とし、51 年度から、補助金額も 3,000 万円と大幅に増額した。働く婦人の家の設置には今後も努力していくつもりである。

○ 婦人少年局長

本審議会婦人問題部会の件については、先程申し上げたことで御説明が尽きると思う。御理解願いたい。

○ 山本委員

職場における男女平等対策の推進の一環である婦人雇用コンサルタントの設置費が余りに少額であり、十分な活動が期待できないのではないか。

○ 庶務課長

実際の活動を想定すると、1 人 1 回 5,000 円になる。この種の謝金としては決して少ないとは言えず、また制度の発足した年としては、この程度が普通だと思う。

○ 佐渡委員

職場の制度・慣行の改善について男女差別定年制などについては、法定で争われ、このような制度は違憲であるとの判決が相次いで出ている。その

一方、行政指導としては、「好ましくないから廃止するように」の域を出ていない。この程度の姿勢では実効ある行政が期待できない。労働省は、本当にやる気があるのか。

○ 婦人少年局長

行政指導を強力に進めるために、貴審議会から男女平等について御建議いただければ幸いである。それを根拠に各方面に指導したい。

また、労働問題の解決は労使の話し合いによるのが基本である。本日も労使の各代表が活発に御発言下さることを御期待申し上げます。

○ 会長

では、次の議題に移りたい。

職場における男女の機会の均等と待遇の平等を促進するための今後の方策については、去る5月19日の本審議会で事務局から説明を受けた。それについて意見交換を行った結果、この問題には、本審議会として検討を加える必要があると判断されたので、婦人労働部会に検討を付託した。

その後、婦人労働部会で審議したところ、この問題について、労働大臣に建議すべきであるとの結論に達し、本日、その建議案が総会に諮られている。この間のことについて婦人労働部会長から説明されたい。

○ 婦人労働部会長

5月19日の総会で付託されたのち、本件について6月3日、7月1日に婦人労働部会を開催したほか、幾度か、いろいろな形で会合を持ち、慎重に検討した。その過程では、問題の性格から、労使の主張が鋭く対立し、学識経験者代表の委員が調停案を提出して、収拾を図るなどの方法がとられ、極めて、熱心かつ率直に意見を交換した。

本日、「雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進に関する建議

(案)」をお諮りすることとなったが、建議として採択された暁には、それが国内行動計画の内容に反映されることを期待する。

○ 会長

事務局から建議案の朗読を願いたい。

————— 事務局朗読 —————

○ 婦人労働部会長

では、建議案を会長にお渡しする。本建議は、昨年の「職場における男女平等の促進に関する建議」と一体となるものと考えられる。昨年の建議の内容から、特に必要であるものを抜き出して今回は取扱った。今回、優先的事項を定めてあるが、それは、必ずしも昨年の建議内容と一致しておらず、一部脱落しているかのように見えるかもしれない。これは今回の建議は昨年のそれと一体的に機能するものであり、また取り上げる内容は優先的事項であるので、敢えて、全部を記載するに及ばずと判断した為である。

○ 会長

御意見、御質問があればどうぞ。

○ 井口委員

科学的根拠が認められない特別措置は解消を図るべきであるとされている「措置」は具体的にどのようなものをいっているのか。

また、優先的事項とされている若年定年制、結婚・妊娠・出産退職制等の改善のための年次計画とは具体的に何年位の計画を考えているのか。

さらに職業生活と家庭生活の調和を図るための環境整備の中に住居問題を含めて考えているのか。職住接近が実現しないと残業したくても、現実問題としてできない。しかし、通勤に便利な近在地の購入は一般労働者には不可能である。遠距離通勤が職業生活と家庭生活の調和を阻害している事実を婦

人労働部会ではどのように認識し、議論されたか。

なお、男女平等促進のための施策を進めるに当たっては、関係労使の自主的な改善努力が重要であるとされているが、労使間の問題解決に対する内部干渉となる危険がある。ここでいう自主的改善努力とはどういうものか。

○ 婦人労働部会長

科学的根拠が認められない特別措置というのは、一定の技術を修得して免許をとれば就業できる業務、法規制が強化されて危険が減少した業務等まで就業制限を加えることである。また、深夜業に関して言えば、管理職に就こうとすると、深夜業が禁止されているため、それを理由に管理職に就く機会を逸したり、管理職になっても男子と同様に働くことができないというようなことである。

年次計画については、明確な期限を考えているわけではないが、ともかく早急に実施すべきだとして優先的事項に入れた。

職住接近という住居問題は議論されなかった。むしろ保育所等の問題について議論が出た。しかし、昨年の建議を作成する際に、住居問題について検討した経緯がある。

なお、労使の自主的改善努力ということが明記されたのは、政府が施策を実施するだけでなく、労使も努力してできることは進めて欲しいという意味である。

○ 婦人労働課長

年次計画は、個々の企業の具体的状況をは握するところから始めて、3～5年の期間を考えている。

○ 井口委員

科学的根拠が認められない特別措置の御説明に納得がいかない。いわゆる

肉体的限界と機械化された作業との関係がいかようであるかなどの説明がないと理解できない。

妊娠・出産から発している母性保護の考えにもどって論じた際、この妊娠・出産に関する保護と深夜業禁止の関係をどう説明するか。

○ 婦人労働部会長

それらについての深い議論は、専門家に委ね、本審議会としては、問題点を指摘するに止めようと思う。

○ 婦人労働課長

科学的根拠が認められるかどうかは、今後の検討の結果、決まるものである。只今、婦人労働部会長から御説明があったとおり、深い議論は、専門家におまかせしてある。具体的に申し上げれば、労働基準法研究会で、女子年少者労働基準規則の中の就業制限についても検討しているが、その中の問題としてたとえばボイラの取扱業務がある。

大型ボイラについては免許取得、中型ボイラについては技術講習の受講が業務に就くためには必要であるが、現在は、女子の就業制限の対象となっている業務である。これは、女子も免許を取るなどのことをすれば就業できるようにするのが平等であり、女子であることを免許取得の欠格事由であるとするのは問題ではないのか、また最近では、操作の自動化が進んでおり、危険性は少なくなっているのではないかといったようなことがいわれている。これらを検討して、男子についても改善が進んでいる労働環境の中で、女子が男子と異なるのはどの点で、保護すべきはどの点かということが研究されている。

○ 井口委員

未だ釈然としない。免許資格制と 保護の必要性が一体であるかのような

印象を受ける。また、操作の自動化が進んでいるということを理由にするのも乱暴なことだと思う。

たとえば、電車の踏切保安掛というのがあり、電車が来ると遮断機を上下する業務についている。遮断機の操作は女子でもできる力のいらぬ作業であるが、しかし、事故が発生した場合、線路上の重量物をいち速くとり除き発煙筒をたき、向って来る電車でできるだけ早く知らせるべく、線路上を全速力で走らなければならない。この為、踏切保安掛は通常、男子しか就業させない。

船のボイラ操作についても、これと同様に事故が起つた場合、人命救助の上からも通常のボイラ操作以外の作業が要求される。

こうした、いわゆる事故処理能力等を考えると御説明の限りで議論するならば、科学的根拠については、再検討にも値しないのではないか。

深夜業についても、管理職についている女子が妊娠・出産しないと決まっているわけではない。この建議案の書き方では、すべての保護は不要であるとの感じがする。

社会主義国では、女子もクレーン操作で重量物を扱っているとか、ボイラ業務に就業しているとかを事例として挙げ、説明するのは短絡的な考え方であるとの批判を受けよう。たとえば、現象面では、女子が各界に進出していても、その背景には、身体をこわせば医療が無料であり、生活についても、国家が全面的に保障するというような裏付けがある。こうした国情等の違いを踏まえて考えたい。

超過勤務についても、たとえば、2時間までの規制を3時間まで緩和するのは害がないので妥当であるかどうかというような考え方が欲しいと思う。

賃金についても、女子はもともと補助労働力という慣例的なものがある、

男女差別解消といっても、新規採用の際の指定校制度のようなもので、行政指導を強化してもやはり罰則がなく、実効がなかなか上がらない。女子の賃金の全体の問題であるところから、案文中の「（特に初任給）」は不要と思う。

○ 婦人労働部会長

賃金について御指摘の点は婦人労働部会においても議論したが、男女平等を実現するための現実的手段として当該部分を入れた。それについては、労働側代表の御意見が特に強かったと記憶している。

○ 塩本委員

国内行動計画の概案は、賃金問題に触れていなかったが、賃金問題は男女平等実現のために重点的に取り組まねばならない。労働基準法第4条に男女同一賃金の原則が規定されているが、実際には原則が守られていない。男女差別解消を図っていく上で、具体的戦略として、まず初任給における男女差別の撤廃が重要だと考えた。建議に具体性を持たせるためである。

○ 山本委員

現実問題として、男女差別をなくすのに、当面、最低のこととして「せめて初任給における男女差別だけは撤廃したい」という考えで入れてある。

○ 佐渡委員

同盟としては、このことを今朝まで懸案としていた。しかし、結局、その部分を入れる方が現実的だと考えた。つまり、現在の日本の雇用構造を無視するわけにはいかないということだ。就職してある程度の年数がたつと、終身雇用制その他の理由からの期待賃金的な意味から、その賃金差が単なる男女差別ではないという言いわけの余地が出てくるので、初任給を特に挙げておく方が実際のだということになった。

しか し、現在、深夜業ができないから、男女差別は当然だとは考えない。たとえば、船員に航海当直という仕事があり、深夜業である為、女子はそれに就業できない。そこで事故が発生した場合も、女子が、その処理に当たるのは深夜業だからいけない。だから差別があるというのではないだろう。そのような緊急事態に到るまでの仕事は男女ともにまったく同じである。いわゆる職務賃金としての格差と、実際に就いている職務の違いを同質であると評価するのは妥当かどうかという疑問がある。

○ 井口委員

連絡船の補助エンジンが故障し、運航予定時間にわずかな遅れが出ただけで問題となったことがある。この場合も自動エンジンが故障し、旧式のエンジンで運航を続けることとなった。こうした事故の可能性はいつでもある。女子の保護の問題を免許取得の問題にすりかえてはならない。

初任給は、現在、全国一律の賃金ではない。初めて仕事に就く者への評価というならば、国家公務員のように全国一律となるようにすべきだ。

○ 会長

そのような御趣旨は、大臣に建議する際、口頭で十分お伝えする。

○ 館脇委員

「そのような」といわれるその内容は何か。事故処理能力等も含め保護と平等を形式的にでなく、実態に沿って考える必要があるという趣旨であれば賛成だ。

初任給についても同一価値労働でありながら格差があるというのは不合理だということである。この旨、然るべく大臣に伝達されたい。

○ 会長

ほかに御意見がないようなので、このとおり建議してよろしいか。

御異議ないようなので建議することとする。

○ 婦人少年局長

労働大臣は、本日、国会審議のため、臨席されなかったが、建議はさっそくお渡しするようにする。また、国内行動計画に反映されるように努力したい。

なお、本建議の新聞発表を、本日中に行う予定である。御審議に対し御礼申し上げる。

○ 会長

それでは閉会とする。

